監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 指 摘 事 項		
ア タクシーチケットの管理を適正に行うべきも 法人では、未使用のタクシーチケットは冊単 位 (24 枚綴り) の管理簿を作成するととも交代制勤務や緊急時等に必要枚数のみ都度で分からなでで、 1 枚 1 枚 1 枚 2 受回部総務課管理のタクシーチケットは、 1 枚 1 枚 2 受回部総務課管理のタクシーチケットは、 1 枚 1 枚 2 受回のの、タクシーチケットは、 1 枚 2 を記録しているものの、タクシーチケットを確認した。 するものがでは、 2 クシーチケットを確認した。 また、使用後の身クシーチケットを確認した。 また、使用後の前に記載がないた。 また、使用後のが散見さいた。 さらに、タクシーチケット使用兼精算承認に、タクシーチケットを開発を表した。 さらに、タクシーチケットを確認と書には、使用(請求)内容の承認と書に、のの、使用者に、なのの、使用者に、なかのの、使用者に、なかのの、できるとともに、を容易にによりなが発生をある。 また、使用後のタクシーチケットは、 2 をである。 そのために、管理簿になりからに、 2 をである。 また、使用者に、 使用内容と請求内容に 世界するなど、 は、 使用者を記述するとともに、 使用者ななど、 使用者に、 できるなど、 使用者に、 できるなど、 使用者に、 できるなど、 使用者を記述するとともに、 使用者に、 できるなど、 使用者に、 できるなど、 使用者に、 できるなど、 使用者に、 使用者とともに、 使用者に、 できるなど、 使用者に、 使用者とともに、 使用者がないかの確認を行わせるとともに、 使用	に準じた様式に変更し、使用者本人及 び所属長が使用状況の確認を行うよ うにすると共に請求内容(使用済みチ ケット)と使用内容に齟齬がないか総 務課と使用者本人で確認するように した。	措置済
にあたってのルールを組織内で周知徹底すべき である。		
イ プリペイドカードの管理を適正に行うべきもの 経営企画部総務課では、事務連絡等の近距離 旅行(出張)に使用するプリペイドカード(Uラインカード)を管理しており、交付する際には、物品(有価証券)管理簿(以下「管理簿」という。)に、記帳年月日、交付数、現在高を記録しているものの、プリペイドカードの個別番	カードの管理は、指摘後直ちに金庫に保管するよう改めた。 管理簿については、以前からカード番号や交付先を記録する様式にしていたが、使用履歴が分かるように新たに使用簿を作成し、カード交付時に使用者に渡している。なお、使用簿については神戸市に準じた様式を新たに	措置済

監査結果の概要 措置内容 措置状況 号、交付先は記録されていなかったため、交付 作成し、不正使用等の事故防止の為、 されたプリペイドカードが使用済みかどうか 所属長確認欄を設けた。 も、一見して確認できなかった。 また、カードの返還時には、使用簿 また、経営企画部及び神戸リハビリテーショ とカードの返還を総務課で受け、管理 ン病院所属職員が共用で使用するプリペイドカ 簿に返還日を記載するように令和5 ード(以下「共用カード」という。)の管理、使 年12月8日より改めている。 用方法を確認したところ、使用する際には、共 なお、新たに作成した使用簿への記 用カードとあわせて個別番号を記載した使用簿 録については、令和5年12月8日に 兼近距離旅行命令書(以下「使用簿」という。) グループウェアで各所属に通知を行 を都度使用者に貸し出し、使用後には、使用者 った。 名と使用者認印、日程(月日)、用務、用務先(最 寄駅)、使用区間、使用金額、残額等を記録した 使用簿を共用カードと共に返却させているとの ことであった。しかしながら、貸出先や貸出日、 返却日は記録していないとのことであった。 実地監査日(令和5年9月21日)時点での共 用カード4枚について、以下の事例があった。 1枚はプリペイドカード残高と使用簿の残額 が一致していなかった。別の1枚は使用簿が確 認できなかった。また、使用簿は近距離旅行命 令書も兼ねていることから、使用の都度決議の 必要があるが、共用中は都度決議が一切されて いなかった。さらに、使用日付(プリペイドカ ード及び使用簿に使用年は記載されない) によ ると過去2年以上、決議されていないものもあ った。 有価証券であるプリペイドカードは、盗難や 紛失、不正使用等の事故発生を防止し、万一事 故が発生した場合でも、発生時点や原因を容易 に把握できるよう、金庫等(金庫又は施錠可能 な保管場所) に保管したうえで、旅行経路の適 正な記録と定期的な点検を行う必要がある。 そのために、保有するプリペイドカード毎に、 カード番号等個別のカードを識別できる情報を 管理簿に記録するとともに、カードの受入れか ら使用の都度の記録を適正に行うべきである。 また、使用内容の確認(近距離旅行命令の承認) はその都度行うべきである。 ウ 郵便切手類の管理を適正に行うべきもの 切手管理簿の記載誤り等を未然に 措置済 経営企画部総務課で保有している事務連絡用 防ぐ対策として、令和5年12月8日 の郵便切手類は、切手管理簿(以下「管理簿」 より切手管理簿を使用毎に残数を記

録する様式へと改めると共に、同日付

という。)により日々の受払を管理しており、そ

監査結果の概要

措置内容

措置状況

の管理方法について確認したところ、以下の状 況であった。

管理簿には、日付、使用者名、目的、送付先、送付総通数と、種類欄(郵便切手額)に使用枚数を記載していたが、使用の都度現在高を記載する様式ではなかった。

月末毎に管理簿の記録による残高と現在高を 複数人で確認し、その結果を、種類毎に「通帳・ 保管現金・郵便切手類 定期点検シート」(以下 「定期点検シート」という。)に、点検年月日、 ファイル残高、金庫現在高、点検者、不一致の 場合の理由及び事後処理方法を記載することに なっていた。

実地監査日(令和5年9月21日)に管理簿と金庫現在高を確認したところ、50円切手が2枚不足(管理簿残高92枚、金庫現在高90枚)、210円切手が2枚不足(管理簿残高68枚、金庫現在高66枚)していた。

また、令和4年度分の定期点検シートによると、保有する郵便切手類 11 種類のうち、不一致は10種類にわたり、延べ132か月中36か月、不一致の合計は85 枚であった。定期点検シートの不一致の場合の理由及び事後処理方法欄に「ファイル残高一〇枚転記漏れ(もしくは、〇枚転記誤り)」と記載していたものの、不一致の原因究明まで行っておらず、点検が適正かつ確実に実施されていない状況である。

郵便切手類については、金銭的価値を有していること等により、盗難や不正使用のリスクが高いこと、また、紛失や誤使用の恐れもあることから、事故等の発生を防止し、万一事故等が発生した場合でも、発生時点や原因を容易に把握できるようにしておくため、適正な記録と定期的な点検を行う必要がある。

そのために、管理簿の様式の工夫や、記載方法の周知徹底を行うなど、使用者の記載誤り、記載漏れを未然に防ぐため、現行の管理方法や点検方法を再確認し、必要な改善策を講じるべきである。

けでグループウェアで各所属に記載 誤り等がないように通知し、周知徹底 を図った。

なお、総務課職員2名が月1回、チェックを行い、残数と管理簿で差異が 生じた際は原因究明に努める。